

亀山市告示第196号

亀山市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活応援給付金（追加対策分）（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱を次のように定める。

令和5年12月28日

亀山市長 櫻井義之

亀山市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活応援給付金（追加対策分）（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱

（目的）

第1条 この告示は、食費等の物価高騰が長期化する中、依然として非常に厳しい経済状況に置かれている低所得のひとり親世帯を見舞う観点から、亀山市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活応援給付金（追加対策分）（ひとり親世帯分）を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行うことを目的とする。

（定義）

第2条 この告示において「亀山市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活応援給付金（追加対策分）（ひとり親世帯分）」とは、この告示により、市から贈与される給付金をいう。

（支給対象者）

第3条 子育て世帯に対する子育て世帯生活応援給付金（追加対策分）（ひとり親世帯分）（以下「給付金」という。）の支給対象者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、三重県低所得のひとり親世帯への生活応援給付金（追加対策分）支給要領（令和5年11月24日付け子福第05—488号）の規定により支給される給付金及びこれに相当する給付金の支給を既に市以外の地方公共団体から受けている者並びにひとり親世帯以外世帯給付金（亀山市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活応援給付金（追加対策分）（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱（令和5年亀山市告示第197号）の規定により支給される給付金をいう。）の支給を既に市から受けている者を除く。

（1）令和5年11月分の児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給を受けてい

る者（法第13条の2の規定により児童扶養手当の全部を支給しないこととされている者（以下「法第13条の2支給停止者」という。）を除く。以下「児童扶養手当受給者」という。）

(2) 令和5年1月分の児童扶養手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）のうち、法第13条の2支給停止者又は法第6条の規定による市長の認定を受けた場合には法第13条の2の規定により児童扶養手当の全部若しくは一部を支給しないこととなることが想定される者であって、次の表の左欄に掲げる者ごとに、令和4年の収入額について同表の右欄に掲げる要件を満たすもの（前号に該当する者を除く。以下「公的年金給付等受給者」という。）

1 当該者（法第4条第1項第1号ロ又はニに該当し、かつ、母がない児童、同項第2号ロ又はニに該当し、かつ、父がない児童その他児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）で定める児童の養育者を除く。）	法第9条第1項で定める児童扶養手当の一部支給に係る支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあっては、その受給額を含み、当該者が母である場合であってその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたとき、又は当該者が父である場合であってその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、児童扶養手当法施行令第2条の4第6項で定めるところにより、当該者が当該費用の支払を受けたものとみなして、収入の額を計算するものとする。）
2 当該者（1に規定する養育者に限る。）	法第9条の2で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあっては、その受給額を含む。）

<p>3 当該者の配偶者又は当該者が父若しくは母である場合にあっては当該者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で当該者と生計を同じくするもの若しくは当該者が養育者である場合にあっては当該者の扶養義務者で当該者の生計を維持するもの</p>	<p>法第10条又は第11条で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、左欄に掲げる者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあっては、その受給額を含む。）</p>
--	--

(3) 第8条第1項の申請をする時点において、令和5年11月分の児童扶養手当に係る法第6条の規定による市長の認定を受けていない受給資格者（前号に規定する者を除く。）又は法第9条から第11条までの規定により児童扶養手当の全部を支給しないこととされている受給資格者であって、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、前号の表の左欄に掲げる者ごとに、急変後1年間の収入見込額について同表の右欄に掲げる要件を満たすものその他前2号に規定する者と同様の事情にあると認められる者（前2号に該当する者を除く。以下「家計急変者」という。）

2 前項の規定にかかわらず、給付金は、支給対象者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合について、同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に同表の左欄に掲げる者に対して給付金が支給されている場合は、この限りではない。

<p>児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者に限る。）であって、令和5年11月1日以後に死亡したもの（当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）</p>	<p>左欄に掲げる者の法第4条に定める要件に該当する児童（以下「監護等児童」という。）であった者</p>
<p>公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者を除く。）であって、令</p>	<p>左欄に掲げる者の監護等児童であった者</p>

和5年11月30日以後に死亡したものの（当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）	
家計急変者であって、給付金の申請後、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡したもの	左欄に掲げる者の監護等児童であった者

(給付金の額等)

第4条 給付金の額は、2万円とする。ただし、監護等児童が2人以上である支給対象者に支給する給付金の額は、これに監護等児童のうちの1人以外の監護等児童につきそれぞれ2万円を加算した額とする。

2 市長は、支給対象者に対し、前項の給付金を1回に限り支給する。

(児童扶養手当受給者に対する給付金の支給の申込み等)

第5条 市長は、児童扶養手当受給者に対し、給付金の支給の申込みを行う。

2 児童扶養手当受給者は、前項の申込みを受けた際、給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、令和6年2月5日までに前項の届出がないときは、速やかに当該届出を行わなかった児童扶養手当受給者に係る給付金の支給を決定し、当該児童扶養手当受給者に対し、給付金を支給する。

(児童扶養手当受給者に対する給付金の支給の方法)

第6条 児童扶養手当受給者に対する給付金の支給は、令和5年11月分の児童扶養手当振込時における指定口座（前条第3項の規定による支給の決定前に、児童扶養手当受給者が令和5年11月分の児童扶養手当振込時における指定口座の変更の届出を市長に提出した場合にあっては、当該届出を受けた指定口座。第12条第2項において同じ。）に振り込む方法により行う。ただし、市長が口座振込の方法により難いと認める場合は、この限りではない。

(公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する給付金に係る申請受付開始日及び申請期限)

第7条 公的年金給付等受給者及び家計急変者に対して支給する給付金に係る申請（次項において単に「申請」という。）の受付開始日は、令和6年1月22日とする。

2 申請の期限は、やむを得ない場合を除き、令和6年2月29日とする。

(公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する給付金に係る申請及び支給の方法)

第8条 公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する給付金の支給を受けようとする者（以下「給付金申請者」という。）は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活応援給付金（追加対策分）（ひとり親世帯分）申請書（請求書）（別記様式）により申請を行う。

2 給付金申請者に対する給付金の支給は、給付金申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。ただし、市長が口座振込の方法により難いと認める場合は、この限りではない。

3 市長は、第1項の申請の際、戸籍謄本並びに簡易な収入額の申立書及び給与明細書、公的年金証書等の所得を証明する書類等を提出させること等により、当該給付金申請者が支給対象者に該当する者であるかについて確認を行う。

4 市長は、第1項の申請の際、必要に応じて、運転免許証、健康保険証、個人番号カード等の写し（以下「本人確認書類」という。）を提出させ、又は提示させることにより、当該給付金申請者の本人確認を行う。

（代理による申請）

第9条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適當と認める者とする。

（給付金申請者に対する支給の決定）

第10条 市長は、第8条第1項の規定により提出された申請書（第12条第3項において単に「申請書」という。）を受理したときは、速やかに内容を確認し、適當と認めたときは、給付金の支給を決定し、当該給付金申請者に対し、これを支給する。

（給付金の支給等に関する周知）

第11条 市長は、給付金の支給に当たり、支給対象者及び監護等児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、市民への周知を行うものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第12条 前条の周知を行ったにもかかわらず、給付金申請者から第7条第2項の申請の期限までに第8条第1項の申請が行われなかった場合は、当該給付金申請者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 第5条第3項の規定による支給の決定を行った後、給付金を支給するために、令和

5年1月分の児童扶養手当振込時における指定口座に振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、当該口座の解約、変更等により令和6年3月22日までに振込みができない場合は、当該支給の決定を取り消すものとする。

3 第10条の規定による支給の決定を行った後、申請書に不備があることにより振込みができないために市長が申請者に当該申請書の補正を命じたにもかかわらず、補正が行われなかつたことその他申請者の責に帰すべき事由により令和6年3月22日までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得等の返還)

第13条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者があるときは、支給を行つた給付金の返還を求めることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

**低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活応援給付金
(追加対策分)(ひとり親世帯分) 申請書(請求書)**

支給市区町村
亀山市長様



亀山市受付印

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者

記入日	令和 年 月 日										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">(フリガナ) 氏名</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">性別</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">生年月日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right; padding: 5px;">現住所</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right; padding: 5px;">電話 ()</td> </tr> </table>		(フリガナ) 氏名	性別	生年月日		年 月 日		現住所		電話 ()	
(フリガナ) 氏名	性別										
生年月日											
年 月 日											
現住所											
電話 ()											
公的年金受給状況											
<input type="checkbox"/> 受けることができる(種類:) <input type="checkbox"/> 支給停止 (種類:) <input type="checkbox"/> 受けることができない		基礎年金番号 年金コード	児童の父又は母の死亡による遺族補償の受給状況								
<input type="checkbox"/> 受けることができる(種類:) <input type="checkbox"/> 支給停止 (種類:) <input type="checkbox"/> 受けることができない											

※ 「公的年金」とは、「遺族年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。)」、「老齢年金(老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。)」、「障害年金(障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。)」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。

※ 「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。

2. 監護等児童

令和5年10月31日時点で児童扶養手当の支給要件に該当する児童について記載してください。

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	障がいの有無	生年月日	同居・別居の別	住所(別居の場合のみ記入)
1							
2							
3							
4							
5							

※ 「監護等」とは、児童扶養手当の受給資格者が母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ生計を同じくすること、養育者の場合には養育することをいいます。

※ 18歳到達後最初の3月31日が令和5年3月31日以降である児童又は令和5年3月時点において障がいの状態にある20歳未満の者が対象です。

※ 「障がい」とは、児童扶養手当法施行令第1条第1項に定める障害の状態をいいます。申請時点において、障がいの状態にある者で、18歳到達後最初の3月31日を経過し、かつ20歳未満である者については、障がいの状態を確認するため、特別児童扶養手当証書の写し等を添付してください。

3. 配偶者及び扶養義務者

同居する配偶者又は生計を同じくする扶養義務者がいる場合は記入してください。

配偶者/扶養義務者	氏名	公的年金受給の有無
配偶者		有・無
扶養義務者		有・無
扶養義務者		有・無

※ 扶養義務者とは、申請者と生計を同じくしている(又は申請者が養育者である場合には申請者の生計を維持している)申請者の父母、祖父母、子、孫等の直系血族をいいます。

4. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額
円		

※ 給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「2. 監護等児童」に記入された児童の人数になります。

※ 申請額・請求額は、対象児童1人当たり一律20,000円となります。(例)対象児童数3人の場合 : 20,000円 × 3人 = 60,000円

(次ページも必ずご確認ください。)

5. 児童扶養手当の支給要件（令和5年11月分の児童扶養手当の支給要件に該当しているかについて確認するため、以下のいずれかに該当する児童を監護等しているかについて、該当する項目のチェック欄（□）に「✓」を入れてください。）
※既に、児童扶養手当の受給資格について都道府県等の認定を受けている場合は不要です。

支給要件	
<input type="checkbox"/>	父母が婚姻（法律婚）を解消した児童
<input type="checkbox"/>	父母が婚姻（事実婚）を解消した児童
<input type="checkbox"/>	父または母が死亡した児童
<input type="checkbox"/>	父または母が障がいの状態にある児童
<input type="checkbox"/>	父または母の生死が明らかでない児童
<input type="checkbox"/>	父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
<input type="checkbox"/>	父または母がDV被害に関する保護命令を受けた児童
<input type="checkbox"/>	父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
<input type="checkbox"/>	母が婚姻によらないで懐胎した児童

※「障がい」とは、児童扶養手当法施行令第1条第2項に定める障害の状態をいいます。「父または母が障がいの状態にある児童」を支給要件として申請される場合は、障がいの状態を確認するため、障害年金に係る年金証書の写し等を添付してください。

※「遺棄」とは、父または母が児童と同居しないで監護義務をまったく放棄している場合をいいます。

6. 受取方法（希望する受取方法のチェック欄（□）に「✓」を入れて、必要事項を記入してください。）

- ア 公金受取口座への振込みを希望
※マイナーポータル等から公金受取口座の登録が必要。
※振込先金融機関口座確認書類の添付は不要。

- イ 指定の金融機関口座への振込みを希望
※振込先金融機関口座確認書類を添付してください。（下欄を確認してください。）

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右読みでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ)
金融機関コード	1銀行 2金融 3保険 4信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座	※「申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	5農協 6連協 7信連	支店コード		

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

【誓約・同意事項】（各項目のチェック欄（□）に「✓」を入れてください。）

- 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活応援給付金（追加対策分）（ひとり親世帯分）（以下「給付金（ひとり親世帯分）」という。）の支給要件に該当します。
- 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活応援給付金（追加対策分）（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）を受給済みではありません（受給していた場合には、給付金（ひとり親世帯分）を返します）。
- 給付金（ひとり親世帯分）の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報や公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める（提供することに同意します）。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金（ひとり親世帯分）の請求書として取り扱います。
- 市が支給決定をした後、申請書（請求書）の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年3月22日までに、市が申請・請求者に連絡・確認できぬ場合に、給付金（ひとり親世帯分）が支給されないことに同意します。
- 給付金（ひとり親世帯分）の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金（ひとり親世帯分）の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金（ひとり親世帯分）を返還します。
- 既に他の自治体で給付金（ひとり親世帯分）を受給していた場合には、給付金（ひとり親世帯分）を返還します。

提出書類

- 『低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活応援給付金（追加対策分）（ひとり親世帯分）申請書（請求書）』（本書）
※ 必要事項をご記入ください。
- 『申請者・請求者の本人確認書類』
※ 申請者・請求者の運転免許証、健診保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）をご用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』（※「6. 受取方法」で「イ」を選択した場合に限る。）
※ 通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）をご用意ください。
- 『児童扶養手当の支給要件を確認できる書類』
※ 戸籍謄本又は抄本をご用意ください（既に、児童扶養手当の受給資格について都道府県等の認定を受けている場合は不要です。）。（「2. 監護等児童」及び「5. 児童扶養手当の支給要件」において、障がいの状態を確認する必要がある場合は、確認するための書類を添付してください。）
- 『簡易な収入（所得）額の申立書』
※ 申立てを行う収入（所得）に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類を添付してください。

公金受取口座
未登録の方

マイナンバーカードがあれば、マイナーポータルから簡単に公金受取口座を登録いただけます。
登録は給付金の支給要件ではありません。

「公金受取口座」の概要及び登録はこちら



（公金受取口座制度とは）
国民の皆さまが給付金等の受取のための口座をデジタル庁に登録いただく制度です。今後の緊急時の給付金等の申請において、申請書への口座情報の記載や通帳の写しの添付等が不要になります。

**低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活応援給付金
(追加対策分)(ひとり親世帯分) 申請書(請求書)**

支給市区町村

亀山市長様

亀山市
受付印

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者

記入日 令和 年 月 日

(フ リ ガ ナ) 氏 名	性別	生 年 月 日	現 住 所
		年 月 日	
		電話 ()	
公 的 年 金 受 給 状 況		基礎年金番号 年金コード	児童の父又は母の死亡による遺族補償の受給状況
<input type="checkbox"/> 受けることができる(種類:) <input type="checkbox"/> 支給停止 (種類:) <input type="checkbox"/> 受けることができない		<input type="checkbox"/> 受けることができる(種類:) <input type="checkbox"/> 支給停止 (種類:) <input type="checkbox"/> 受けることができない	

※ 「公的年金」とは、「遺族年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。)」、「老齢年金(老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。)」、「障害年金(障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。)」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。

※ 「受けられる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けられる状態にあるときをいいます。

2. 監護等児童

申請時点において、児童扶養手当の支給要件に該当する児童について記載してください。

No.	(フ リ ガ ナ) 氏 名	続柄	性別	障がいの 有無	生 年 月 日	同居・別居 の別	住所(別居の場合のみ記入)
1							
2							
3							
4							
5							

※ 「監護等」とは、児童扶養手当の受給資格者が母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ生計を同じくすること、養育者の場合には養育することをいいます。

※ 18歳到達後最初の3月31日が令和6年3月31日以降である児童又は申請時点において障がいの状態にある20歳未満の者が対象です。

※ 「障がい」とは、児童扶養手当法施行令第1条第1項に定める障害の状態をいいます。申請時点において、障がいの状態にある者で、18歳到達後最初の3月31日を経過し、かつ20歳未満である者については、障がいの状態を確認するため、特別児童扶養手当証書の写し等を添付してください。

3. 配偶者及び扶養義務者

同居する配偶者又は生計を同じくする扶養義務者がいる場合は記入してください。

配偶者/扶養義務者	氏 名	公的年金 受給の有無
配偶者		有・無
扶養義務者		有・無
扶養義務者		有・無

※ 扶養義務者とは、申請者と生計を同じくしている(又は申請者が養育者である場合には申請者の生計を維持している)申請者の父母、祖父母、子、孫等の直系血族をいいます。

4. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円
-------	---	---------	---

※ 給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「2. 監護等児童」に記入された児童の人数になります。

※ 申請額・請求額は、対象児童1人当たり一律20,000円となります。(例)対象児童数3人の場合 : 20,000円×3人 = 60,000円

(次ページも必ずご確認ください。)

5. 児童扶養手当の支給要件

(申請時点において児童扶養手当の支給要件に該当しているかについて確認するため、以下のいずれかに該当する児童を監護等しているかについて、該当する項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

※既に、児童扶養手当の受給資格について都道府県等の認定を受けている場合は不要です。

支給要件

- 父母が婚姻(法律婚)を解消した児童
- 父母が婚姻(事実婚)を解消した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が障がいの状態にある児童
- 父または母の生死が明らかでない児童
- 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
- 父または母がDV被害に関する保護命令を受けた児童
- 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻によらないで懐胎した児童

※「障がい」とは、児童扶養手当法施行令第1条第2項に定める障害の状態をいいます。「父または母が障がいの状態にある児童」を支給要件として申請される場合は、障がいの状態を確認するため、障害年金に係る年金証書の写し等を添付してください。

※「遺棄」とは、父または母が児童と同居しないで監護義務をまったく放棄している場合をいいます。

6. 受取方法

(希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

- ア 公金受取口座への振込みを希望
※マイナーポータル等から公金受取口座の登録が必要。
※振込先金融機関口座確認書類の添付は不要。
- イ 指定の金融機関口座への振込みを希望
※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ)
金融機関コード	1.銀行 2.郵便 3.信組 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1.普通 2.当座	※「請求・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
支店コード				

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

【誓約・同意事項】

- 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活応援給付金(追加対策分)(ひとり親世帯分)(以下「給付金(ひとり親世帯分)」という。)の支給要件に該当します。
- 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活応援給付金(追加対策分)(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)を受給済みではありません(受給していた場合には、給付金(ひとり親世帯分)を返金します)。
- 給付金(ひとり親世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報や公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金(ひとり親世帯分)の請求書として取り扱います。
- 市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年3月22日までに、市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(ひとり親世帯分)が支給されないことに同意します。
- 給付金(ひとり親世帯分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(ひとり親世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(ひとり親世帯分)を返還します。
- 既に他の自治体で給付金(ひとり親世帯分)を受給していた場合には、給付金(ひとり親世帯分)を返還します。

提出書類

- 『低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活応援給付金(追加支給分)(ひとり親世帯分)申請書(請求書)』(本書)

※ 必要事項をご記入ください。

- 『申請者・請求者の本人確認書類』

※ 申請者・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(裏面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(※「6. 受取方法」で「イ」を選択した場合に限る。)

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

- 『児童扶養手当の支給要件を確認できる書類』

※ 戸籍謄本又は抄本をご用意ください(既に、児童扶養手当の受給資格について都道府県等の認定を受けている場合は不要です。)。(「2. 監護等児童」及び「5. 児童扶養手当の支給要件」において、障がいの状態を確認する必要がある場合は、確認するための書類を添付してください。)

- 『簡易な収入(所得)見込額の申立書』

※ 申立てを行う収入(所得)に係る給与明細書、年金領収通知書等の収入額が分かる書類を添付してください。

マイナンバーカードがあれば、マイナーポータルから簡単に公金受取口座を登録いただけます。
登録は給付金の支給要件ではありません。

公金受取口座
未登録の方

「公金受取口座」の概要及び登録はこちら



(公金受取口座制度とは)
国民の皆さまが給付金等の受取のための口座をデジタル庁に登録いただく制度です。今後の緊急時の給付金等の申請において、申請書への口座情報の記載や通帳の写しの添付等が不要になります。